

別記（実施基準（ポイント表））

青年農業者等ネットワーク強化活動支援事業実施要領（以下、「要領」という。）に基づき実施する事業について、適正な実施を図るため、採択基準等を次のとおり定める。

1 事業の内容及び補助対象経費等 実施要領 別表のとおり

2 採択基準(ポイント)

- ・（１）活動ポイント及び（２）グループポイントに対してポイントを付与する。
- ・事業目的に基づき、ポイント表を用いて県の予算内でポイントが高いものから採択する。
- ・ポイントが同点で並んだ場合は、活動項目が多い順で採択する。

	活動項目	ポイント (上限)
(1)活動ポイント (必須)	①農業経営・技術等のスキルアップ	20
	②農畜産物を活用した商品開発・販路拡大	10
	③新規就農者や就農希望者を含めた交流会	20
	④若年層に対する就農啓発活動	10
	⑤ネットワークのPR活動	10

	団体の特徴	ポイント (上限)
(2)グループポイント	①青年農業者クラブ員が過半数を占めるグループ	20
	②就農3年目未満の新規就農者又は20代の農業者を含む設立5年以内のグループ	10

※活動項目は、事業の具体的な取組みに該当する項目を選択する。複数項目に該当する場合は、主たる活動項目を選択する。

※同一の細目において複数の取組みを行う場合でも、ポイントの付与は1回限りとする（当該細目に定められた上限値まで、重複して加算は不可）。

※グループポイントは該当する全ての項目を選択する。